

出雲地区

保護司会だより

第31号

新しい時代へ

出雲地区保護司会会長 三島 洪道



平成十一年に出雲市・平田市・簸川郡の各保護司会が統合して出雲地区保護司会がスタートし、二十年の歳月が過ぎました。

「平成」を振り返りますと、政治的には政権交代があり、自衛隊の海外派遣、消費税の導入等。六・七年にはオウム真理教のサリン事件、自然災害もあり、三年雲仙普賢岳大火砕流、七年阪神淡路大震災、二十三年東日本大震災、それに伴う原発事故。豪雨による被害。亡くなられた多くの方々、今なお復興が進まない状況です。一日も早い復興を祈ります。

「令和」の時代を迎え、「社会を明るくする運動」の推進、協力事業主会の拡大と支援要請、また覚せい剤、コカイン、大麻等薬物乱用防止の啓

発にも活動を広げたいと思います。

更生保護は、犯罪を犯した人や非行のある少年が、通常の社会生活をしながら、善良な社会の一員として立ち直れるよう指導・援助する活動で、国の機関と民間のボランティアが協働して取り組んでいます。保護観察の状況を発表されている資料で見ますと、昭和五十八年以降十万人を超す高水準で、平成三年以降は減少の傾向です(平成三年～七年)。平成八年から二十七年の資料を見ると、平成十六年をピークに検挙人数は減少していますが、再犯者は横ばいの状況で、依然として再犯率は四十八・七%の高い状況です。

このため、平成二十八年十二月「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定され、同二十九年十二月「再犯防止推進計画」が閣議決定されました。すでに周知のことですが、出雲地区保護司会においても再犯防止のため、関係機関と連携して取り組ん

でいます。生活環境、社会環境を整えることが重要です。継続しての指導と支援により、自信を持って社会の一員として居場所のある生活が出来る。そのためには就労の支援、福祉の支援が欠かせません。

本年は、昭和二十四年更生保護制度発足以来、七十周年にあたります。七月は「社会を明るくする運動」並びに「再犯防止強調」月間です。その趣旨は「すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする」というもので、内閣総理大臣からのメッセージを伝達し、講演会、街頭でのキャンペーン活動を行い、市民の皆様幅広く啓発を行います。この活動にどうぞご参加ください。

出雲地区保護司会の活動に対し、市民の皆様のご支援ご協力に深く感謝を申し上げますとともに、今後ともご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、出雲地区保護司会会長の重責を担うにあたり、関係者各位のご協力をお願い申し上げます。

第69回 “社会を明るくする運動”

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

主唱：法務省

“社会を明るくする運動” は地域みんなの運動

趣 旨	すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築くため、“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～として、次の活動を推進する。
強調月間	7月を“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～強調月間とする。
行動目標	①犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための取組を進めよう ②犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう
重点事項	犯罪や非行をした人たちを社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることが自然にできる「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、 ①出所者等の事情を理解した上で雇用する企業の数を増やすこと。 ②帰るべき場所がないまま、刑務所から社会に戻る人の数を減らすこと。 ③薬物依存からの回復と社会復帰を長期的に支える地域の環境を作ること。 ④犯罪をした高齢者・障がい者等が、社会復帰に必要な支援を受けられる環境を作ること。 ⑤非行少年等が学びを継続できる環境を作ること。 に関係行政機関・民間団体関係者等との連携をもとに取り組むことを重点事項とする。

社会を明るくする運動 青少年の非行・被害防止 メッセージ伝達式



平成30年出雲市メッセージ伝達式

メッセージ伝達

出雲地区保護司会では、次の日程により内閣総理大臣からの“社会を明るくする運動”メッセージを伝達いたします。

これは「すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする」趣旨に基づいて、内閣総理大臣が国民に向けたメッセージを市長に伝達するものです。

と き ● 七月三日（水）
午後二時より

と ころ ● ビッグハート出雲

白のホール

伝達者 ● 出雲地区保護司会会長

受託者 ● 出雲市長

参加者 ● 一般市民、保護司会会員、更生保護女性会会員、BB

S会会員、協力事業主会

会員、人権擁護委員、青

少年育成協議会会員、民

生委員・児童委員、出雲警

察署、少年補導員ほか

出雲地区保護司会のその他の取組

① 広報車やショッピングセンターでの街頭キャンペーン活動

② 標語の募集
対象：小学生、中学生、一般

③ 作文の募集
対象：小学生、中学生

④ ミニ集会の開催等地域との連携・協働活動の推進

⑤ 中学生との対話集会や講演会の開催

第69回 “社会を明るくする運動”

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～
の推進に当たってのお願い

“社会を明るくする運動”は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と、あやまちを犯した人の立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動です。

安全で安心な国づくりのためには、犯罪や非行からの立ち直りに取り組む人々を再び地域に受け入れ、地域の中で適切な「仕事」や「居場所」を確保することなどにより、責任ある社会の一員となるよう支え、誰もが「RE:スタート」できる社会を構築することが重要です。

こうした更生保護の取組には長い歴史があり、本年、更生保護制度が施行されて70周年を迎えます。再犯の防止等の推進に関する法律に基づき策定された「再犯防止推進計画」を更に着実に実施し、再犯防止に向けた取組を強力に推進するためには、更生保護の諸活動を一層充実させることが重要です。

国民の皆様には、“社会を明るくする運動”と再犯の防止に向けた取組の社会的意義を御理解いただき、犯罪のない幸福な社会づくりに取り組む決意のしるしである「^{しあわせ}幸福の黄色い羽根」のもと、様々な分野から、多くの方々に御参加いただきますよう御協力をお願いします。

平成31年2月26日

内閣総理大臣

安倍晋三

募集のお知らせ

標語

「社会を明るくする運動」強調月間にあわせて、「犯罪のない明るい街づくり」「青少年の非行防止」がアピールできる標語を募集します。

一般の部

主催

出雲地区保護司会

応募資格

出雲市内に居住する方

募集方法

一人三点以内とし、自作・未発表のもので、用紙は自由です。作品には住所・氏名・電話番号を記入してください。

提出先

市役所・各行政センター・コミュニティセンター・社会福祉協議会などに設置してある投稿箱に入れていただくか、出雲更生保護サポートセンター(出雲地区保護司会)まで郵送してください。

募集期間

七月一日～七月三十一日

表彰

最優秀賞 一点(賞状・副賞)
優秀賞 五点(賞状・副賞)
佳作 十点(賞状・副賞)

小学生・中学生の部

主催

出雲地区保護司会

出雲市青少年育成市民会議

応募資格

出雲市内の小学生及び中学生

募集方法

一人三点以内とし、自作・未発表のもので、用紙は自由です。作品には学校名・学年・氏名(ふりがな)を記入してください。

提出先

各学校を通じて、出雲市市民活動支援課青少年支援係へ提出してください。

募集期間

夏休み期間中

表彰

最優秀賞 各一点(賞状・副賞)
優秀賞 各二点(賞状・副賞)
佳作 各十点(賞状・副賞)

詳細については、各学校を通じてお知らせします。

作文

小・中学生の皆さんに、日常の家庭生活・学校生活や地域の中で体験したことを基に、犯罪や非行などに関して考えたこと、感じたことを作文に書くことを通じて、運動に対する理解を深めてもらうことを目的として実施されます。

主催

「社会を明るくする運動」島根県推進委員会

後援

島根県小学校長会・島根県中学校長会・島根県保護司会連合会・更生保護法人島根更生保護観察協会・島根県更生保護女性連盟・島根県BBS連盟・山陰中央新報社

応募規定

応募資格

島根県内の小学生及び中学生

テーマ

「社会を明るくする運動」の趣旨を踏まえて、日常の家庭生活や学校生活の中で体験したことを基に、犯罪や非行に関して考えたことや感じたことなどを題材としたものとします。

原稿枚数

四百字詰め原稿用紙三～五枚程度

応募先

出雲更生保護サポートセンター(出雲地区保護司会)へ学校を通じて提出してください。

募集締切日 九月九日(月)

その他

応募作品は、自作・未発表のものに限ります。応募に当たっては、題名・学校名・学年・氏名(ふりがな)を明記してください。

選考

島根県推進委員会に優秀作品を推薦し、審査のうえ入賞作品が決定されます。また、入賞作品の中から小学生の部・中学生の部の各三点以内を選考し、同中央推進委員会(法務省)に推薦されます。

表彰

最優秀賞 各一点(賞状・副賞)
優秀賞 各八点(賞状・副賞)
なお、応募者全員に記念品が贈呈されます。

◎標語・作文の優秀作品は十二月に発行する保護司会だよりに掲載します。

◎問合せ先

出雲更生保護サポートセンター
(出雲地区保護司会)
出雲市今市町五四三番地
TEL 一三二七二九〇



第69回 “社会を明るくする運動” 啓発講演会

～私の「夜間中学」教師体験記～

命の光を大きく輝かせるために

とき

7月3日(水)

14時30分～

ところ

ビッグハート出雲

白のホール

入場無料

入場者数には限りがあります

講師

まつざき みちの すけ
松崎 運之助氏
(元・夜間中学校教諭)

講師略歴

1945年中国東北部(旧満州)生まれ。

長崎市の中学校卒業後、三菱長崎造船所に就職。同造船所で働きながら、定時制高校に通学。

定時制高校卒業後、上京して明治大学二部文学部入学。町工場で働きながら、同大学卒業。

江戸川区立小松川第二中学校夜間部勤務(14年間・教諭)。足立区立第九中学校勤務(7年間・教諭)。

この間、大阪大学人間科学部や蒲田医師会立看護高等専修学校で非常勤講師。

足立区立第四中学校夜間部勤務(12年間・教諭)

2006年3月、定年退職。現在、執筆、講演活動をしている。

NHKテレビ「スタジオ102」、テレビ朝日「徹子の部屋」、NHKラジオ「話題の指定席」など出演。

山田洋次監督、松竹映画「学校」の原作モデルで制作協力にも携わる。

著書：「学校」「幸せになるための学校」「青春―夜間中学界限」「人生―わが街の灯―」「母からの贈りもの」

「母の色えんぴつ」「夜間中学があります」「夜間中学―その歴史と現在―」「ハッピーアワー」

※松竹映画『学校』(山田洋次監督)の原作モデルで制作協力者。

著者・著書を紹介した本は、井上ひさし「ことばを読む」山田洋次「寅さんの学校論」「学校が教えてくれたこと」三好京三「いい先生見つけた」など。

新聞、雑誌にも紹介記事多数。

主催：出雲地区保護司会

協賛：出雲市社会を明るくする運動推進委員会

〈お問い合わせ〉出雲更生保護サポートセンター(出雲地区保護司会)

〒693-0001 島根県出雲市今市町543番地 出雲市社会福祉センター3F

TEL.0853-22-7190 E-mail:izumo-hogoshikai@izumo-net.ne.jp

鳥取刑務所視察研修

平田支部 橘 亮 秀

平成三十年十二月五日、保護

司会平田支部十一名と平田更生保護女性会の皆さん十九名の計三十名で、鳥取刑務所へ視察研修に行きました。当支部では、五年前から中国地区刑務所(七か所)の視察研修を企画し、

島根あさひ社会復帰促進センターを皮切りに松江刑務所、尾道刑務所、岡山刑務所を終え、令和元年に広島刑務所、二年に山口刑務所をまわれば目標達成となります。

さて鳥取刑務所は、定員六百五十一名、鳥取市にある男性受刑者を収容する刑務所で、執行刑期が十年未満で、犯罪傾向が進んでいる者および未決拘禁者を収容しています。

どこの施設もそうですが、刑務所職員の方より施設の概要の説明、施設内見学(作業場、部屋等)、会議室において質疑応答など約二時間の参観の流れとなります。

質疑応答の時間となりますと、皆さん慣れたもので質問も途切れることなく活発な意見交換の場となります。

特に私が興味深く思ったのは…刑務作業について調べてみますと「受刑者が改善更生し、円滑に社会復帰するための重要な処遇方策の一つ」とあります。当刑務所の刑務作業は洋裁、紙加工、木工が主なもののようです。担当の方曰く、近年の不況もあって、都会の刑

務所と違い、田舎の刑務所では刑務作業のための仕事が減っており、新たな仕事の受注に苦勞しているとのこと。そして、いま自分が着ているこの刑務官の制服は、当作業所で縫製したものですと話されると、皆さん一様に「ホォー」と感嘆の声が上がりました。「えー」ここで作っているのかということと、その出来栄に目を見張ったのです。

私も今まで各刑務所の売店で、雪駄、買い物バッグなどを買いましたが、丈夫で長持ち大変重宝しています。

研修参観に行く機会があれば、購買することで多少の貢献になると思われます。今回も参加された皆さんがたくさんの買い物をされ、職員の方の満面の

笑みでお見送りをしていただき帰路につきました。こうやって研修が続けられるのも、出雲地区保護司会の活動のサポートのおかげと感謝申しあげます。



鳥取刑務所訪問

出雲地区保護司会

令和元・二年度執行部が

新しく選出される

(※は兼任者)

会 長 三島洪道 (出雲支部長)

副 会 長 岡田泰明 (平田支部長)

市場隆子 (斐川支部長)

田部敏雄 (河南支部長) ※1

原 洋子 (大社支部長) ※2

常任理事 鈴木二郎、橘 亮秀、藤森麗子

中尾 亮、渡部舟海 ※3

理 事 伊藤皓元、土井一頭

高尾 彬、景山大圓

監 事 佐藤道子、野津雅史、村上 勉 ※4

事務局長 岡 賢治

専門部会 (◎:部会長、○:副部会長)

総務部会 ◎原 洋子 ※2 ○川上雅文

研修部会 ◎村上 勉 ※4 ○坂本美喜雄

犯罪予防部会 ◎榎野博巳 ○渡部舟海 ※3

協力組織部会 ◎勝部治良 ○米田宣雄

広報部会 ◎田部敏雄 ※1 ○坂根光紀

ちょっこしえ話

認知症の話題が世の中を騒がせています。皆さんも結構身近で聞かれたことがあるのではないのでしょうか。認知症になると色々嫌なことが出て来ます。その中でも一番嫌だと思われるのは、今まで出来ていたことが出来なくなったり、させて貰えなくなったりすることではないでしょうか。ある雑誌に、させて貰えなくなつた一つの例が出ていましたので、ご紹介します。東京都内に住むAさん(七十歳代・女性)は、軽い認知症の症状(時たま物忘れが出る程度)が見られました。日常生活は特に問題なく出来ていました。ところが、ある時近くの銀行で、突然自分の預金口座の入出金が出来ないと告げられました。この時Aさんは通帳を失くしたので再発行のお願いをしました。この再発行は一年間で三度目の再発行だったのです。銀行側は、判断能力を疑い簡単な認知症検査を行った後で、家族同伴でないと通帳の再発行は出来ないと断られたのです。この話は、認知症の疑いが持たれて自分の口座が使えなくなった例です。全ての銀行でこの例のようになるかどうかは銀行によって異なります。銀行側が自分の規則によって対応を決めているからです。この例のように認知症になって判断能力が衰えて来ると色々出来なくなったり、させて貰えなくなったりすることが増えて来ます。そんな時に利用出来る三つの制度を今回ご紹介いたします。

一つ目は、判断能力が比較的あり、まだ自分で署名が出来ることがあるが身体的・精神的都合で銀行へ行ってお金がおろせなくなった人へのご紹介です。それは出雲市社会福祉協議会等が行っている「日常生活自立支援制度」という制度で、利用者と社会福祉協議会が契約を結び利用者の代わりに支援員という社会福祉協議会と契約を交わした人が金融機関へ行きお金の出し入れをしてくれる制度です。

次は、後見人に関する二つの制度です。一つは、利用する人の判断能力が相当衰えているケースです。この場合に合う制度として「後見制度」をご紹介します。「後見制度」は、利用者が依頼したお金を利用者の代わりに金融機関から出し入れをしたり、自宅から老人ホーム等の施設に入る為の契約を行ったりする制度です。もう一つは、この「後見制度」を判断能力が衰えた時に利用出来る様に予約しておく制度です。この制度は「任意後見制度」と言います。例えば、肉親が遠くに住んでいる一人住まいの高齢者の人で、今は大丈夫なのだが、将来判断能力が衰えた時の生活に不安を持っているような人が、判断能力がある内に、信頼している人に「後見人」になって貰う様に契約をしておく制度です。今ご紹介した三つの制度は全て法律に基づいています。従って、実際に制度を利用するには、色々な手続きが必要となりますので、詳しくは市役所・社会福祉協議会・成年後見センター等の機関にご相談願います。

さて、二〇二二年時点で六十五歳以上の高齢者の十五%の四百六十二万人が認知症であり、二〇二五年には二十%・七百三十万人になると言われています。今後、ご紹介した制度を使う方が増えていくと思われまします。

皆さん、お互いに健康に気をつけましょう。

(T・K)



更生保護、 あなたの善意が 事業の支え。

近年、社会を震撼させるような犯罪が相次いで発生し、大きな社会問題になっています。

このような犯罪を予防するには、地域社会から犯罪に陥る者が出ないように社会環境を改善するなど、犯罪予防活動を展開することが必要です。一方、犯罪に陥った者が再犯をしないよう保護や指導をすることも特に大切なことです。少年院や刑務所から釈放になった者が、再び罪を犯すことのないように温かく迎え入れ、職業や住居確保などについて助言や援助を行うなどして更生への自覚を促進し、安定した生活につかせ、善良な社会の一員として復帰させることが、社会全体として極めて重要な問題です。

これらの仕事には、社会奉仕の熱意と人間愛の精神に基づき、島根県内およそ五〇〇人の保護司並びに更生保護関係・団体である更生保護法人しらふじ、島根県更生保護女性連盟、島根県BBS連盟、NPO法人島根県就労支援事業者機構などの会員の人たちが日夜こ

れにたずさわり、犯罪や非行に陥った者の再犯防止と改善更生への支援に努めています。

犯罪のない安全・安心な明るい社会を構築することを目的とする更生保護事業には種々の施策が講ぜられていますが、地域住民の皆さんのご協力なくしては出来ない仕事です。

一人でも多くの理解ある協力者を社会に求め、物心両面に亘るご支援がなければ、その目的を達成することは困難です。

島根保護観察協会は、こうした状況に対処するため、県内における犯罪予防並びに保護司活動等の充実発展を図る目的をもって組織されています。

何卒、趣旨をご理解いただき、左記の会費を納入いただき、当協会の会員としてご協力賜りますようお願い申し上げます。

普通会員	年額	一千元以上
協力会員	年額	三千元以上
賛助会員	年額	五千元以上
特別会員	年額	一万円以上
名誉会員	年額	十万円以上

更生保護法人島根保護観察協会

理事長 古瀬 誠

お礼とお願い

出雲地区では、昨年度、約千六百名の皆さまに島根保護観察協会にご加入のうえご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。今年度も、引き続き温かいご支援を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

出雲地区保護司会

会長 三島 洪道

更生保護功労受章者

(令和元年春の褒章)

藍綬褒章

岡田 泰明

保護司の異動

◎退任

- 天野 良枝(出雲)
- 土江 松子(平田)
- 延本 輝典(斐川)
- 川本 龍祥(大社)

(令和元年五月三十一日付)

◎新任

- 吉岡 広明(出雲)
- 原 正(斐川)

(令和元年六月一日付)

広報部会編集委員

- ◎田部 敏雄 ○坂根 光紀
- 川上 清子 勝島 徹正
- 野津 雅史 花田久美子
- 石飛 博雄 水 教一
- 板木 正久 嘉本 武司
- 渡部 享次 竹下 正宏
- 三島 健二 高見 睦哉
- 山田 信之 今岡 輝夫

◎ 部会長 ○ 副部会長

編集後記

役員改選がありました(七頁)。坂本圭祥前会長始め、退任の皆様には多年にわたりお世話になりました。ありがとうございました。

第三十一号、巻頭言は三島新会長の挨拶、二頁以降は「社会を明るくする運動」の特集と平田支部の活動、及び認知症に関する記事を掲載しました。

さて、令和はどんな時代になるのかといったテレビ番組もありましたが、文字通り明るい社会であることを願います。

かつて「ジャパン・アズ・ナンバーワン」などと言われた日本も「うさぎとかめ」の鬼のように、今では多くの国々に追い越されていくのだそうです。

今、社会に広がる気になる言葉をあげると、格差、不寛容、不公平感、同調圧力、虐待、DV、炎上(SNS)などなど、まとめるに閉塞感?しかし負けるわけにはいきません。

(勝島徹正)

※この広報紙は、更生保護法人島根保護観察協会からの助成金を財源として発行しています。